

被災者のみなさまへ



政府広報

政府からのお知らせ

東日本大震災の発生から、本日で1ヶ月を迎えました。あらためまして、犠牲となられた方々とご家族のみなさまに、心よりお悔やみ申し上げます。

また、今も避難所などでご辛抱をいただいているみなさまに、重ねてお見舞いを申し上げます。少しずつ復旧活動も前進し始めていた中、先日は再び大きな余震に見舞われましたが、政府の被災地支援は、一歩も立ち止まることはありません。

本日は、被災地自治体を代表する方々や、国内各界の有識者・専門家の方々からなる「復興構想会議」のメンバーを、菅総理大臣が決定いたしました。これから、みなさまのふるさと再興への思いと、全国民の叡智とを結集して、自然災害に強く、人に優しい新しいまちを、共に創り上げてゆきましょう。

その“初めの一歩”として、目の前の困難を1つ1つ取り除いてゆくべく、「政府からのお知らせ」をお届けしています。どうぞご利用ください。

平成23年(2011年)4月11日

大切なお知らせ

不確かな情報や、デマにご注意ください。

被災地では「強盗や性犯罪が増加している」「ナイフを持った外国人窃盗団がいる」など不安をあおりたてるようなデマが流布しています。このような情報を鵜呑みにせず、報道や行政機関など、信頼できる情報源で真偽を確かめ、落ち着いて行動してください。警察で確認したところ、そのような事実はありません。不安のある方は、警察の窓口までご相談ください。

警察総合相談電話 **#9110** ※携帯電話からもご利用いただけます。

女性の悩み相談を受け付けています。

震災により生じた生活上の悩みや避難所生活での不便など、女性のみなさまの悩みをご相談ください。

● 女性の悩み全般：県等の女性相談窓口

岩手県**019-606-1762** (毎日9:00-16:00 火、金は20:00まで ※ただし、4月13日までは毎日17:30まで)

宮城県**022-211-2570** (平日8:30-16:45)

仙台市**022-224-8702** (日・祝日以外9:00-15:30)

福島県**024-522-1010** (祝日以外9:00-21:00) ※なお、福島県では各市町村の保健福祉事務所でも相談を受け付けています。(平日8:30-17:15)

● 配偶者からの暴力：DV相談ナビ**0570-0-55210** (24時間、自動音声)

※性犯罪の被害や捜査に関する相談は警察までお問い合わせください。

年金受給に必要な現況届などの提出期限が延長されました。

被災されたために「現況届・生計維持確認届・障害状態確認届」などの書類を誕生月の末日までに提出できていない方も、年金を受け取ることができます。書類の提出期限は7月31日まで延長されています。

ラジオ番組「震災情報 官邸発」毎日放送中 ※放送時間は番組編成の都合上、急遽変更・中止になる可能性もあります。予めご了承ください。

FM仙台 (月～日 19:55～20:00) FM福島 (月～日 20:55～21:00) FM岩手 (月～金 20:55～21:00 土日 21:55～22:00) 東北放送 (月～日 21:55～22:00)

ラジオ福島 (月～金 21:45～21:50 土日 22:00～22:05) 岩手放送 (月～木 21:55～22:00 金 22:55～23:00 土 20:55～21:00 日 21:00～21:05)

最新の情報は、「首相官邸災害対策ページ」で、お知らせしております。URL : <http://www.kantei.go.jp/saigai/>または、「首相官邸災害対策ページ」で検索。携帯電話からもご覧いただけます。



目の不自由な方がいらっしゃいましたら、周りの方が読み上げてお伝えいたしますよう、お願いいたします。

道路状況などにより本紙の到着が
発行日より遅れる場合がございます。

女性・子育て中の方へのお役立ち情報

女性やお子さまに配慮した避難所運営のヒント

震災の影響でストレスが高まりやすい避難所の生活を、少しでも過ごしやすく・助け合いが生まれやすい環境にするために、女性や子育て中の方・介助が必要な方々に配慮したり、施設運営に女性が参画するなどの工夫をしている避難所があります。避難所の運営を担う方々にも、ご参考にしていただければと思います。

-----〈避難所レイアウトの配慮〉-----

■ 間仕切り設置の“きっかけ”を作しましょう
プライバシーのために間仕切りを設置することが有効です。しかし隣の方への遠慮などから、自分から言い出せない場合が多いという声も聞きます。

そこで、ある避難所では、快晴の日に畳や布団を干して、みんなで一斉大掃除を呼びかけ、その機会に設置する工夫をしています。

■ 乳幼児のいる家族だけが滞在する部屋を作しましょう
専用スペース設置により、赤ちゃんの夜泣き声や授乳など、周りを気にせず、子育てができるようになります。お母さん同士の情報交換などにもつながります。

■ 土足厳禁エリアを徹底しましょう
ほこりも少なくなるなど、衛生面も改善されます。

-----〈女性ニーズの反映〉-----

■ 女性の意見を集約し、日常生活のルールを下記のように改善している避難所もあります。

- 男女別の入浴施設、更衣室、物干し場の設置。
- 生理用品や女性用下着等の物資を手渡す担当者を、必ず女性が担当。
- 防犯ブザーやホイッスル(笛)を配って、防犯対策を進める。



女性警察官による避難所巡回相談

『女性やお子さまがいらっしゃる方々の不安にお応えします』

- 子どもの学校の行き帰りが心配…
- 女性用の下着をどこに干せばいいの？
- 避難所が夜、真っ暗になってしまうので不安…
- お酒を飲んでいる人がいて怖い…
- プライバシーを確保してほしい…

女性警察官などが避難所を巡回し、こうした相談をお受けしています。避難所がある地域の警察はもちろん、全国の警察から、100人を超える女性警察官などが、多くの避難所を訪れています。悩みや心配事があれば、お気軽にご相談ください。女性や子育て中の方など、男性には相談しづらいことであっても、お話をうかがいます。みなさまから寄せられた要望を、関係機関などに伝達し、女性やお子さまに配慮した避難所運営がなされるためのお手伝いをさせていただきます。



被災された方のお話をうかがう女性警察官

■ お問い合わせ先:警察署の相談窓口・警察総合電話 (#9110)

ストレスの高まりに伴い、トラブルも生じやすくなります。

■女性の悩み全般:県等の女性相談窓口

- 岩手県** 019-606-1762 (毎日 9:00~16:00 火、金は 20:00まで)
- 宮城県** 022-211-2570 (平日 8:30~16:45) **仙台市** 022-224-8702 (日・祝日以外 9:00~15:30)
- 福島県** 024-522-1010 (祝日以外 9:00~21:00)

※なお、福島県では各市町村の保健福祉事務所でも相談を受け付けています。(平日 8:30~17:15)

■配偶者からの暴力:DV相談ナビ 0570-0-55210 (24時間、自動音声)

※性犯罪の被害や捜査に関する相談は警察までお問い合わせください。

■こどもの相談

- チャイルドライン** ☎0120-99-7777 ※18歳までの子ども専用電話です(月~土 16:00~21:00)(携帯通話可能)
- 児童相談所全国共通ダイヤル** 0570-064-000 もしくは最寄りの児童相談所へ

次回第8号は4月28日(木)発行予定です。

目の不自由な方がいらっしゃいましたら、周りの方が読み上げてお伝えいただきますよう、お願いいたします。

「女性や子どもたちの安全にもご協力を」

避難生活が長引き、不眠やイライラなど、積み重なった心労がさまざまな形で現れるころだと思えます。今号では、こころの健康を守るために気にかけていただきたいことや、女性や子どもに注意していただきたいことを中心に掲載しました。ご自宅で避難されている方などにも情報を届けていただきますよう、お願いいたします。

みなさんのまわりに、目や耳の不自由な方や、身のまわりの状況が即座には把握しにくい、といった方はいらっしゃいませんか？

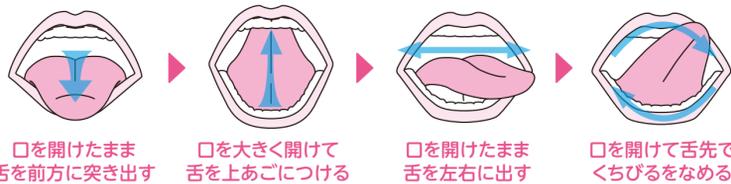
そうした方は必要な情報を得ることが難しく、支援の手がさしのべられないおそれがあります。目の不自由な方には口頭で、耳の不自由な方には筆談で情報を伝えるなど、周囲の人の手助けが必要な方に、ちょっとした心配りをお願いします。

●もくじ

健康を守るために	エコノミークラス症候群に気をつけて!	P2
“二次被害”の防止	女性や子どもへの“二次被害”を防ぐために	P3~P4
配慮が必要な方へ	認知症の方を介護されているみなさんのご相談に応じます	P5
	食事の要望をお伝えください	P5
	「成年後見制度」が利用できます	P6
	「児童扶養手当」を4月分から受け取ることができます	P6
こころの健康	よく眠れていますか?~こころの不調に気づくために~	P7
しごとの支援	自治体での雇用支援も始まっています	P8
	被災された既卒者の雇用を支援します	P8

健康のための口の体操(4回シリーズ) ②舌のストレッチ

舌の動きがスムーズになると、食べ物をかみ砕いたり飲み込んだりする動きはもちろん、発音や唾液の分泌も促進されます。



口を開けたまま舌を前方に突き出す
口を大きく開けて舌を上あごにつける
口を開けたまま舌を左右に出す
口を開けて舌先でくちびるをなめる

参考資料:財団法人8020推進財団「はじめよう口腔ケア」

P1

●健康を守るために

エコノミークラス症候群に気をつけて! (深部静脈血栓症・肺塞栓症)

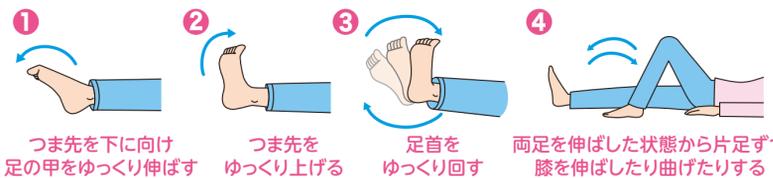
2004年の新潟県中越地震の際、車内で寝泊まりしていた人に「エコノミークラス症候群」が多く発生しました。長時間、足を動かさないと、血のかたまり(血栓)ができやすくなり、肺の血管を詰まらせて、最悪の場合は死亡してしまう病気です。

症状	○片方の脚のふくらはぎやふとももに痛み・はれが出る、皮膚が赤くなる。 ○症状が進むと、胸の痛みや歩く時の息切れ、突然の呼吸困難などが起こる。重症になると、失神やショック状態に陥り、心肺停止にいたることもあります。
かかりやすい人	○高齢者、太っている人、妊娠中・出産直後の人、けがや骨折を治療中の人、がんや慢性の心肺疾患といった病気を抱えている人など
予防法	○血液が固まりやすくなるよう、足首を十分に動かし、水分を多めにとる。 ○ゆったりした服を着て、日中はできるだけ歩いたり、体操などをして脚を使う。 ○寝るときは脚を少しでも伸ばせる姿勢になる。
体を自由に動かせない場合	○座ったり横になったままでも、脚や足指をこまめに動かす。 ○ふくらはぎの筋肉をしっかり使い、足首の曲げ伸ばしをする。数時間おきに行うとよい。 ○自分で脚を動かせない場合、周囲の人が、足首から膝の方向へとふくらはぎをマッサージしてあげるとよい。

避難所生活は行動が自由にならないのに加え、トイレの回数を減らそうと水分を控えがちで、この病気になりやすい環境にあります。上の症状が出た場合には、早めに保健師や救護班、医療スタッフにご相談ください。

※心不全など、心臓の病気がある方は、水を飲みすぎると具合が悪くなる場合があります。このような方は、ご自身の判断で水を多く飲まずに、保健師や救護班、医療スタッフにご相談ください。

避難所でもできるエコノミークラス症候群対策



つま先を下に向け足の甲をゆっくり伸ばす
つま先をゆっくり上げる
足首をゆっくり回す
両足を伸ばした状態から片足ずつ膝を伸ばしたり曲げたりする

避難所の中でも図のような足の運動を積極的に行いましょう。ふくらはぎの筋肉が伸縮することで、脚の静脈の血行が良くなり血栓の発生を防ぎます。

参考資料:日本血栓止血学会「被災地における肺塞栓症の予防について-Q&A-」詳しくはホームページへ。<http://www.jsth.org/>

P2

●“二次被害”の防止

女性や子どもへの“二次被害”を防ぐために

東日本大震災の発生後、次のようなことはありませんか？

「震災のストレスで配偶者の暴力がひどくなった」

「身近な人がイライラをぶつけてくる」

「人目につかない場所へ、子どもが連れていかれそうになった」

避難生活が長引く中で、女性や子どもへのさまざまな暴力が心配されます。被災した方が“二次被害”にあわないために、ご自身で気をつけていただきたいことを次にまとめました。

ボランティアの女性も含め、これらの点にくれぐれもご注意ください!

女性の方、お子さんへ	○人目に付きにくい場所や夜間は一人で出歩かないようにし、出かける際はまわりの人に声をかけておきましょう。例えば、トイレや更衣室に行く際も気をつけて。 ○ボランティアのふりをして近づき、犯罪を働く人がいるかもしれません。知らない人からの声かけには、十分気をつけましょう。
------------	---

避難所を運営する方や関係者の方にも、注意していただきたいことをまとめました。制約の多い避難所では難しいことも多いでしょうが、可能であれば、次の各項目にご配慮ください。

避難所の関係者の方へ	○トイレは男女別にし、屋外の場合は夜間照明を設ける ○女性や子どもが安心して着替えられるよう、男女別の更衣室を設ける ○授乳やおむつ替えのスペースを作り、まわりから見えないよう囲いをする ○女性用の洗濯物干し場を、外から見えない場所に作る ○避難所で死角となる場所には、夜間照明を設置する
------------	--

※女性や子どもに防犯ブザーやホイッスルを配布するのも有効です

男性が職場に戻ってしまうと、女性には、片付けなどの復旧作業やさまざまな手続き、子育て、家事といった一切のことが集中しがちです。作業は男女で協力し合い、がんばりすぎて体調を壊すことのないようにしましょう。また、子どもにもできる範囲で手伝ってもらいましょう。

お知らせ
年金
厚生年金の保険料の納付期限が自動延長されます。国民年金の保険料が被災状況(おおむね2分の1以上の財産の損害)によっては免除されます。お問い合わせは被災者専用フリーダイヤル、**0120-707-118**へ。受付時間:(月~金)9:00~17:00

P3

以下では、被災地での暴力などに関する電話相談を受け付けています。どうぞご利用ください。

(受付時間)

DV相談ナビ	電話:0570-0-55210 (24時間対応)
配偶者からの暴力について、自動音声で最寄りの相談窓口を案内。 ※希望により、相談窓口へ電話をつなぐこともできます。	
女性の人権ホットライン	電話:0570-070-810 (月~金 8:30~17:15)
子どもの人権110番	電話:0120-007-110 (月~金 8:30~17:15)
※最寄りの法務局・地方法務局にかかります。	
パープル・ホットライン	電話:0120-941-826 (24時間対応)
日本弁護士連合会とNPO法人全国女性シェルターネットワークが共催で、女性に対する暴力や被災した女性の相談全般について受け付けています。	
児童相談所全国共通ダイヤル	電話:0570-064-000 (24時間対応)
※最寄りの児童相談所にかかります。	
岩手県	岩手県警察本部 性犯罪相談電話 電話:0120-797-874(月~金 9:00~17:45) 岩手県男女共同参画センター相談室 電話:019-606-1762 (無休 9:00~16:00 / 火・金は20:00まで)
宮城県	宮城県警察本部 性犯罪相談電話 電話:022-221-7198(月~金 9:00~17:45) みやぎ男女共同参画相談室 電話:022-211-2570 (月~金 8:30~16:45) 仙台市女性の悩み災害時緊急ダイヤル 電話:022-224-8702 (月~土 9:00~15:30)
福島県	福島県警察本部 性犯罪被害110番 電話:0120-503-732(月~金 9:00~17:00) 福島県女性のための相談支援センター 電話:024-522-1010 (毎日 9:00~21:00) 福島県男女共生センター 電話:0243-23-8320 *1

*1:火・木~日 9:00~12:00、13:00~16:00 水 13:00~17:00、18:00~20:00

避難所で不審な人物を見かけたり、被害にあっている人を目撃した場合は、すぐに避難所スタッフなどにご連絡ください。また、ストレスは、自治体職員やボランティアにも向けられがちです。苦しい状況の中でも、互いをいたわる気持ちをどうか忘れずに。

お知らせ
本ニュースに掲載している相談窓口・連絡先は、無休など特に記述のない限り祝日は休みです。

P4

東日本大震災への 女性のニーズに対応した支援について

(平成23年6月7日時点)

東日本大震災に対応して政府が行っている女性被災者に対する様々な支援について、内閣府男女共同参画局において取りまとめたものです。

テーマ：女性の安全・安心

課題：警察官による女性への支援

- 避難所での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、女性警察官等が避難所を訪問して、被災者の方から様々な相談をお受けするなど、支援活動を行っています。このため、全国の警察から女性警察官等を岩手県、宮城県、福島県に派遣しました。

<警察庁生活安全局>

- 被災地の警察官に加え、全国から岩手県、宮城県、福島県に対し、警察官やパトロールカーを派遣し、警戒・警ら活動を実施しています。特に、4月18日からは、避難所周辺において警戒・警ら活動等を行う体制を強化するため、全国警察の警備部隊約1,000人を新たに派遣しています。

<警察庁生活安全局、警備局>

課題：女性に対する暴力への対応

- 配偶者からの暴力や性暴力の被害に悩む女性の相談窓口として、2月8日から3月27日まで原則24時間の電話相談事業（パープルダイヤル - 性暴力・DV相談電話 -）を実施しました。また、4月10日から特定非営利活動法人全国女性シェルターネットと日本弁護士連合会が、パープル・ホットライン（0120-941-826）として、24時間の電話相談事業を行っており、内閣府男女共同参画局HPでもご案内しています（<http://www.gender.go.jp/saigai.html>）。

また、避難所生活における女性に対する暴力の予防のための取組については、①警察等による警備強化、②女性に対する暴力に関する相談サービスの提供、③防犯ブザーの貸与等安全な環境の整備などを行うよう、地方公共団体等に依頼しています。

<内閣府男女共同参画局>

テーマ：女性の心のケア

課題：女性のための相談窓口の設置

- 女性の皆様が、被災や避難生活などによる様々な悩みを相談できるよう、国や地方公共団体が相談窓口を設けていますので、ご利用ください。内閣府男女共同参画局のHPや被災地域の地方紙、避難所に掲示する「壁新聞」などを通じて、相談窓口をお知らせしています。

地方公共団体：岩手県：019-606-1762 宮城県：022-211-2570
福島県：024-522-1010 仙台市：022-224-8702
DV相談ナビ：0570-0-55210

<内閣府男女共同参画局>

- 震災に関連する女性の悩み全般に関する相談や、配偶者暴力、性暴力等の女性に対する暴力に関する相談を受ける窓口を、内閣府と地方公共団体と共同で開設しています。地方公共団体と共同で電話相談を行うとともに、避難所等を訪問し、直接相談を受け付けています。岩手県では、5月10日より電話相談を開始(0120-240-261)するとともに、避難所等への訪問も行っています。

<内閣府男女共同参画局>

テーマ：避難所生活の改善

課題：女性に配慮した避難所の設計

避難所運営への女性の参画や女性のニーズの反映

避難所生活における女性に対する暴力の予防のための取組

- 3月16日に、「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」を取りまとめ、地方公共団体等への働きかけや、内閣府男女共同参画局HPを通じてお知らせを行っています (<http://www.gender.go.jp/saigai.html>)。

具体的には、女性に配慮した避難所の運営については、①プライバシーを確保できる仕切りの工夫、②男性の視線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備、③安全な男女別トイレ、④乳幼児のいる家庭用エリアの設定などを行うよう依頼しています。

避難所設計への女性の参画や女性のニーズの反映については、①現地支援体制による女性のニーズの把握、②避難所の運営体制への女性の参画、③避難所への意見箱の設置、④女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談サービスなどを行うよう依頼しています。

<内閣府男女共同参画局>

課題：女性農業者による被災者支援の取組の円滑化

- 女性農業者グループ等の自主的な取組として、手作りのおにぎりや餅、牛乳、野菜等の食料を、避難所等で生活する被災者へ提供するボランティア活動が各地で展開されています。農林水産省としては、女性農業者団体等からの情報収集に努め、支援活動を行う際の課題等を把握した場合には、災害ボランティア連携チームに報告するなどの対応を行っています。

<農林水産省経営局>

テーマ：女性の雇用

課題：産前産後休業等を理由とする解雇等への対応

- 被災された方が、産前産後休業や育児休業を理由とする解雇や性別を理由とする解雇などについてご相談いただけるよう、被災地域等の労働局雇用均等室において、きめ細かく相談を受け付けています（連絡先一覧は別添として添付しています）。また、雇用均等室では、こうしたトラブルを未然に防ぐため、事業主などに指導を行っています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

課題：女性の就労等のための支援情報の取りまとめ・周知

- 今後の復興に向けては、女性の就労機会の確保が重要な課題となっています。このため、5月11日に、女性の就業等に関する支援制度の情報をとりまとめ、地方公共団体等に対し、文書にてお知らせするとともに、内閣府男女共同参画局のHPに掲載しています。（http://www.gender.go.jp/w_support.html）

<内閣府男女共同参画局>

テーマ：妊産婦への対応

課題：妊婦の方が健康診査を受けられる体制の確保

- 3月14日に、避難先自治体において妊婦健診等の母子保健サービスを適切に受けられるよう自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 上記について、厚生労働省HP及び被災地ワンストップサービス出張相談による避難所への配付資料により、お知らせしています。(http://www.mhlw.go.jp/)
＜厚生労働省雇用均等・児童家庭局＞

課題：妊婦の方の受け入れ体制の確保

- 妊婦の方の医療機関への受け入れに関して、関係団体や各都道府県に相談窓口の設置を依頼し、設置された窓口について厚生労働省HPに掲載しています。
(http://www.mhlw.go.jp/)
＜厚生労働省雇用均等・児童家庭局＞

課題：妊産婦の方の心身の健康管理

- 3月18日に、保健師等が被災地で避難している妊産婦等への専門的な支援にあたる際のポイントをまとめ、自治体にお知らせしています。(4月14日及び5月20日に改訂版を発出。)
＜厚生労働省雇用均等・児童家庭局＞
- 3月22日に、仮設住宅等に入居した妊産婦等に対して、市町村母子保健事業により支援を行うことを自治体に依頼しています。
＜厚生労働省雇用均等・児童家庭局＞
- 生活支援ニュース第2号において、避難所生活における留意点を掲載しています。
(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017y8m.html)
＜厚生労働省雇用均等・児童家庭局＞

課題：妊産婦の方の住居の確保

- 3月22日に、被災し避難している妊産婦等について、優先的に住まいの確保に努めることを自治体に依頼しています。
＜厚生労働省雇用均等・児童家庭局＞
- 3月22日に、妊婦、褥婦^{じよくふ}及び新生児については、特に保健上の配慮を要するため、医療機関等と相談・連携し、避難所として適切な施設の確保等を自治体に依頼しています(これらの支援が、災害救助法の国庫負担の対象となることをあわせてお知らせしています)。
＜厚生労働省雇用均等・児童家庭局＞

課題：授乳時等のプライバシーの確保

- 3月22日に、授乳に関しては、できる限り、間仕切り用パーテーションの設置等の配慮を行うよう自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

課題：母乳の放射性物質濃度等に関する調査の実施

- 福島県・関東地方の乳児を持つ授乳婦を対象にした、母乳の放射性物質濃度等に関する緊急調査（調査期間：4月24日～28日、結果公表：4月30日）、緊急調査で母乳から微量の放射性物質が検出された方を対象にした再測定（調査期間：5月6日～16日、結果公表：5月17日）に引き続き、福島県及び近隣県等において、厚生労働科学研究班によって、より大規模な調査（調査期間：5月18日～6月3日、結果公表：6月7日）を実施しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

テーマ：生活再建等における女性の参画促進

課題：女性等の参画促進と生活者のニーズ・視点の反映

- 住民生活の再建を行っていく上で、女性などの様々な生活者のニーズや視点を反映していくことが重要です。このため、阪神・淡路大震災時の好事例など参考になるものを整理し、地方公共団体等に情報提供するとともに、内閣府男女共同参画局のHPに掲載しています。（<http://www.gender.go.jp/saigai.html>）

<内閣府男女共同参画局>

課題：復興に向けてのシンポジウムの開催

- 女性や生活者の視点から、東北の元気、日本の元気を取り戻すためには、被災地の現状を知り、被災者の本音を発露し、励まし合い、今必要な情報を得て、復興への活力を喚起していくことが必要です。このため、まずは6月28日に仙台市において「東日本大震災復興に向けてのシンポジウム in 宮城～今こそ女性にパワーを発揮しよう！～」を開催することとし、男女共同参画局のHPに掲載するなどにより、参加者の募集を行っています。

<内閣府男女共同参画局>

テーマ：情報提供等

課題：女性等の相談窓口と避難所における優良事例等の周知

- 4月11日に、各避難所に掲示されている「壁新聞」や地方紙において、女性等の相談窓口をお知らせしています。また、26日には相談窓口に加え、避難所運営における優良事例の紹介について壁新聞を通じてお知らせしています。壁新聞は、総理官邸HP（<http://www.kantei.go.jp/saigai/kabeshinbun/>）からご覧いただけます。

<内閣府男女共同参画局>

課題：女性等のニーズ・視点に対する周知・対応

- 3月16日、24日及び4月4日に、女性等のニーズ・視点に対する対応や相談窓口の紹介、優良事例等について地方公共団体等に対し、文書にてお知らせしています。また、5月25日には、内閣府男女共同参画局が現地調査等で聞き取った、避難所運営における優良事例をとりまとめました。これらについては、男女共同参画局HPからご覧いただけます。（<http://www.gender.go.jp/saigai.html>）

<内閣府男女共同参画局>

- 被災地等において、女性のニーズ等を踏まえた災害対応、復興等を進めるため、専門家アドバイザー派遣の募集を開始しています。

<内閣府男女共同参画局>

	電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシスター 16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町45-1
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階